

入院患者様へ

長期にわたり入院している患者様について、以下のとおり
自己負担していただくことになりますので、ご理解ください。

1. 対象者

一般病棟等での入院期間が 180 日を超える者
(別に厚生労働大臣の定める状態にある者を除く)

2. 患者様が、医療保険の一部負担とは別に、自己負担 (消費税 等込) として支払う額は以下のとおりです。

一般病棟
一日につき
2,783 円

※ お問い合わせは、1階患者支援センターまで

令和6年9月23日

理事長